

## 網走市職員措置請求に係る監査結果

### 第1 請求の受付

#### 1. 請求人

〇〇 〇〇

#### 2. 相手方

網走市長

#### 3. 請求の提出日

平成30年10月12日

#### 4. 請求の要件審査

本請求については、補正後の請求書及び事実関係証明書を審査した結果、地方自治法（以下「法」という。）第242条の法的要件を備えているものと認め、平成30年11月5日に受理した。

#### 5. 請求の内容（請求書原文のまま掲載）

請求人が提出した「網走市職員措置請求書」による請求の要旨及び措置請求の内容は次のとおりである。

##### (1) 請求の要旨

網走市が平成30年4月20日に契約を結び、7月30日に工事を完了した「呼人駅前通線排水整備工事」及びその支出行為について、地方自治法に違反する違法な公金支出に該当する部分が含まれているため、当該部分の返還を市長に求める。理由は以下の通り。

- ① 当該工事は「冠水対策事業」の中の1事業であるが、同事業ではこれまで道路及びその関連個所以外の場所で冠水対策工事が実施された実績がない。それにも関わらず、「工事経費の大半が網走湖畔の商業施設の堤防工事」に費やされている。
- ② ①における当該部分は民間企業の商業施設に対する支出であり、本来なら民間企業が自ら工事を行う必要がある箇所であった。しかしながら、当該工事は行政が工事を詳細に調べなくてはわからない予算の出し方で実施されたものである。
- ③ 「呼人駅前通線排水整備工事」という工事の名称にも関わらず、実際に大半の経費は呼人駅前通での排水工事には使用されていない。この事実は添付した平成30年第3回定例会における〇〇議員の一般質問に対する答弁で明らかになっている。

また、呼人駅前通線と①における当該部分との関連性も認められないばかりか、実際に行われた工事は「排水整備工事」ではなく「堤防工事」であった。このこと

は北海道から情報公開請求で入手し、今回添付した書類でも明らかである。

- ④ また、③の工事個所は民間商業施設の通路及び駐車場として現在は使用されているのが実態である。こうした事実からも本来、当該商業施設が自ら工事を行うべきものであった。また、網走市が平成30年網走市議会第3回定例会一般質問で〇〇議員の質問に対して答弁した通り、公益性の高いものだとするならば、行政による補助事業として議会に提案し、議会審議を通じてその事業実施の適否を市民に明らかにすべき内容であったが、それを意図的に行わなかったものであるといわざるを得ない。
- ⑤ 網走市は「民有地で生じた土砂の性質が粘土質で当該工事に適していた」と、平成30年網走市議会第3回定例会における〇〇議員の一般質問に対する答弁で明らかにしているが、今回添付した関連書類（網走市より情報公開制度に基づき入手した上申書）からは上記の土砂は粘土質ではなかったことが判明しており答弁内容と食い違う。また、支出命令書にはこの上申書が添付されていない。こうした事実から、当該工事の検討段階から問題があった案件と推察される。

上記の結果、網走市に本来公共工事として支出すべきではない支出が発生し、損害を与えている。

以上のことから、網走市長に対して支出命令書で示されている呼人駅前通線排水整備工事支出金額1,209万6千円のうち、実際に呼人駅前通線の排水工事に支出した経費を除き、民間商業施設における工事に係る支出額全額の返還を求める。

## (2) 請求人から提出された事実を証する書面

- ① 平成30年第3回定例会 〇〇市会議員 一般質問議事録の写し
  - ② 網走国定公園特別区域内における土地の形状変更の許可におけるオホーツク振興局保健環境部決定書の写し
  - ③ 呼人駅前通線整備工事に係る支出負担行為何兼支出命令書の写し
  - ④ 呼人駅前通線整備工事に係る計画変更に関する書類の写し
  - ⑤ 新聞記事等の写し
    - ・平成30年10月8日付け経済の伝書鳩
    - ・平成30年10月9日付け経済の伝書鳩
- ※事実を証する書面の内容記載は省略した。

## 第2 監査の実施

### 1. 監査対象事項

住民監査請求は、地方公共団体の執行機関や職員について、違法又は不当な財務会計上の行為及び一定の怠る事実（具体的には、①「公金の支出」、②「財産の取得、

管理又は処分」、③「契約の締結又は履行」、④「債務その他の義務の負担」、⑤「①～④の行為が相当の確実さで予測される場合」、⑥「公金の賦課又は徴収を怠る事実」、⑦「財産の管理を怠る事実」) について、その是正や防止、損害の補てんを求めて監査を請求する制度である。

本件監査請求においては、「網走市に本来公共工事として支出すべきでない支出が発生し、損害を与えている」ということであることから、本件工事に係る公金の支出について監査対象とした。

## 2. 請求人の陳述及び新たな証拠の提出

本件請求については、請求人から法第 242 条第 6 項の規定による陳述を行わない旨の申し出があったため、陳述の聴取は行わなかった。

また、請求人は、新たな証拠の提出を行わなかった。

## 3. 監査の対象部課

建設港湾部都市整備課（以下、「都市整備課」という。）

## 4. 監査の方法

監査に当っては、都市整備課より 11 月 8 日までに関係書類の提出を求め、提出された関係書類等の調査を行うとともに、地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、平成 30 年 11 月 13 日午前 10 時より関係人の事情聴取を行った。

また、平成 30 年 11 月 16 日午前 10 時より関係人立会により現地調査を実施した。

### (1) 事情聴取

①日時 平成 30 年 11 月 13 日（火）10:00 分から 11:22 分

②場所 監査事務局内

③出席者

(ア) 関係人 建設港湾部長、都市整備課長

(イ) 監査事務局 代表監査委員、監査委員、事務局 2 名

### (2) 現地視察

①日時 平成 30 年 11 月 16 日（金）10:00 分から 10:30 分

②場所 網走湖畔工事箇所

③出席者

(ア) 関係人 建設港湾部長、都市整備課長

(イ) 監査事務局 代表監査委員、監査委員、事務局 2 名

## 5. 監査の期間

平成 30 年 10 月 12 日から平成 30 年 12 月 25 日まで（監査請求の補正 15 日間を含む）

### 第 3 事実関係の確認

関係書類の調査及び関係職員からの事情聴取によって確認した事項のうち主要なものは、次のとおりである。

#### 1. 本件措置請求に係る工事の概要について

##### (1) 事実関係の整理

本件工事は、網走市が平成 30 年度の一般会計における冠水対策事業として呼人地区で行ったものであり、その概要は次のとおりである。

|  |  |
|--|--|
| 工事名                                      | 呼人駅前通線排水整備工事   |
| 工事場所                                     | 字呼人  |
| 工期                                       | 平成 30 年 4 月 20 日から平成 30 年 7 月 30 日まで   |
| 請負契約額                                    | 10,314,000 円（予定価格 10,843,200 円）  |
| 契約方法等                                    | 指名競争入札（10 社）   |
| 契約締結日                                    | 平成 30 年 4 月 20 日   |
| 工事請負業者                                   | B 社  |
| 1. 契約変更事項<br>（理由）                        | 平成 30 年 4 月 27 日伺<br>「建設発生土受入工事」に係る作業残土処理工の増   |
| 2. 契約変更事項<br>（理由）                        | 平成 30 年 7 月 12 日伺<br>「呼人駅前排水工事」に係る排水構造物工の増   |
| 設計変更（第 1 回）<br>「A 社建設発生土受入工」及び「排水構造物工」の増 | 平成 30 年 7 月 17 日 通知書<br>平成 30 年 7 月 18 日 承諾書<br><b>第 1 回契約変更 工事請負額の増 1,782,000 円</b><br><b>変更後工事請負額 12,096,000 円</b> |
| 工事完了検査                                   | 平成 30 年 7 月 30 日   |
| 工事完成物引渡                                  | 平成 30 年 7 月 30 日   |
| 支出負担行為日                                  | 平成 30 年 8 月 17 日   |

##### (2) 網走湖畔周辺工事に係る土地の所有割合

| 所有区分 | 地目 | 面積(m <sup>2</sup> ) | 割合(%) |
|------|----|---------------------|-------|
| 国有地  | —  | 973.77              | 21    |
| 民有地  | 宅地 | 3,748.43            | 79    |
| 合計   | —  | 4,722.20            | 100   |

(3) 工事の目的

防災の観点から現地盤を嵩上げ盛土する建設発生土受入工事。

(4) 工事内容

建設発生土受入に係る護岸嵩上げ工事と均し及び砂利敷設工事並びに河川への土砂逆流防止工事で最低限の工事を行った。

(5) 呼人駅前通線排水整備工事に係る工事費割合

(税込)

| 工事箇所  | 最終契約額       | 当初契約額       |
|-------|-------------|-------------|
| 呼人駅前  | 1,555,200円  | 302,400円    |
| 網走湖畔  | 10,540,800円 | 10,011,600円 |
| 工事費総額 | 12,096,000円 | 10,314,000円 |

## 2. 本件工事に至る経過等

(1) 工事の経緯について

- 平成28年3月30日
- ・呼人工業団地においてA社より工場増設に伴い、平成28年度補正予算により新工場建設地の宅盤造成工事を平成29年10月17日に完成させた。
  - ・この完成するまでの期間においてA社より建設発生土の受入地の依頼を受けた。
  - ・市の建設発生土の受入地は、平成25年から大曲湖畔園地としていたことから「大曲湖畔園地」を紹介。
- 平成29年11月
- ・A社工場建設発生土の受入について大曲園地よりも運搬距離が短いC社への運搬について協議を実施。
- 平成29年11月
- ・C社と協議。
  - ・平成30年度、A社の建設発生土をC社敷地に土砂受入の了承を貰う。
- 工事内容 土砂運搬はA社がおこない、土砂受入に伴う工事を網走市が実施。
- 照明施設、排水施設、路盤はC社で行うことで了解済。
- 平成29年12月
- ・平成30年度予算の冠水対策事業計画において、A社の建設発生土受入工事を呼人駅前通線排水整備工事と併せて行う計画に位置付け。
  - ・平成30年度の冠水対策事業の予算は、50,000千円で、呼人

駅前通線の外、藻琴地区、台町地区、潮見地区の3箇所を整備を行うこととした。

・呼人駅前通線では、呼人駅前通線の排水工事を2箇所8,000千円。A社の建設発生土受入工事10,000千円。併せて工事費18,000千円を予定した。

平成30年3月 ・A社工場建設工事を請け負ったD社と協議、C社敷地に4月から土砂受入を決定。

平成30年4月20日 ・10,314,000円でB社と契約締結。(予定価格10,843,200円)  
・呼人駅前線の排水工事について、2箇所中1ヶ所の排水工事と建設発生土受入工事を併せて発注。

平成30年4月27日 ・設計変更上申書決裁。  
(上申書内容)  
①当初粘性土と想定していた建設残土は火山灰質であった。  
②湖への土砂流出を防ぐためには築堤部分に粘性土が必要なため設計変更を行った。  
③堆積している粘性土を運搬する必要があるため作業残土処理工を増とした。  
④建設残土の受入は、全体で約4,200 m<sup>3</sup>。内A社運搬約3,410 m<sup>3</sup>、網走市運搬約790 m<sup>3</sup>。

平成30年7月12日 ・設計変更上申書決裁及び設計変更(第1回)伺決裁。  
(上申書内容)  
①呼人駅前通線において現地試掘及び確認の結果、地下水が高いこと及び周辺から水が集まることを確認し設計変更を行った。

②U型側溝、横断側溝、地下排水の設置に伴う増とした。

(設計変更内容)

「A社建設発生土受入工」及び「排水構造物工」1,879,200円増。

平成30年7月18日 ・B社より設計変更承認書受理、請負契約額1,782,000円増額。

平成30年7月30日 ・B社より工事完成通知受理。  
・工事完了検査、検査員 技師〇〇 〇〇。  
・B社より工事完成物受渡書受理。

平成30年8月08日 ・B社より工事代金請求書受理。

平成30年8月17日 ・工事代金支払。

## (2) 網走市の冠水対策事業について

- ・ 冠水対策事業では、C社以外の市内で冠水が確認された箇所の排水状況の調査を実施。
- ・ 調査の結果から、呼人地区、潮見地区、台町地区、藻琴地区の4地区6箇所の整備が必要となった。
- ・ このことから計画を見直し、平成30年度から計画的に冠水対策を行うこととした。

### (3) 工事箇所の冠水対策について

- ・ 網走市では、平成28年8月の台風11号による大雨に伴い、網走市内の道路、河川、公園、観光施設など139箇所が法面崩壊、道路冠水、路面洗掘などの被害を受ける大きな災害が発生した。
- ・ 網走湖では、計画高水位（DL=2.30m）を超える観測史上最高水位（DL=2.40m）を観測。また、接道する国道39号線が冠水した。
- ・ 網走湖畔沿いのC社が全館床下浸水及び一部床上浸水等の被害が発生し、南館の宿泊客が避難する事態となった。

網走市は、宿泊客などの安全を守るため電気施設周りや裏玄関口に土のうを設置、本館玄関前には、大型土のう50袋を設置、これ以上の浸水を防ぐためポンプによる排水作業を実施。

この応急対策により、施設の電気供給を守ること、排水作業による床上浸水の被害の拡大を未然に防ぐことができた。

- ・ これまでも網走湖畔沿いのC社では、平成4年、平成13年、平成18年に浸水被害が発生しており、その都度、市では、土のうを設置し、ポンプ排水を行ってきた。
- ・ 国においても排水ポンプ車による排水活動や大型土のうを設置する準備など浸水被害が発生する度に水防活動を行ってきた。
- ・ 近年の異常気象から大雨の発生頻度が増えている状況であり、C社では、今後、床上浸水等の被害が発生した場合、補修費用が多額となるため営業していけるか不安を抱えており、市に対して浸水対策を強く要望していた。
- ・ 網走市は、平成28年11月に河川管理者である網走開発建設部治水課に治水対策の要望を行った。
- ・ 協議では、網走川水系河川整備計画の現計画では、当該箇所は築堤の位置付けとなっていないため護岸整備の事業着手には時間を要するとされたが、網走川の浚渫土の受入場として整備の可能性について協議行うこととした。

## 3. 市の見解

- (1) 冠水対策は、道路区域に限らず、周辺の宅地等の敷地も含めて冠水や浸水を防止する目的で実施している。一般的に集排水機能を有する集水柵や排水管は道路に設置されていることから、その機能向上の工事を実施している場合が多い。しかし、

これまでも、雨水区域全体の排水機能を向上させるための冠水対策工事である「雨水幹線管渠布設工事」や事業は異なるが、圃場の冠水対策として「排水ポンプ用分電盤設置工事」を実施した実績がある。

C社は、1948年に創業、客室数159室、定員564名の宿泊機能を有し、温泉、コンベンション、ブライダル機能などがある創業70年を迎える施設である。

また、大浴場の上層階には職員住宅があり、現在、総従業員85名の内、従業員40名とその従業員の家族5名が生活している。温泉入浴には、宿泊者以外に年間延べ6万人もの市民などが憩う公衆浴場機能を有する施設である。観光振興政策では、年間延べ約4万6千人の観光客が訪れ、宿泊しない観光客も網走湖を望むスポットとして観光バスやレンタカーが立ち寄る場所である。スポーツ合宿振興政策では、毎年、ラグビーや陸上の合宿関係者延べ約1,400人が滞在している。その他、会議、総会、宴会、法事などの会場として年間を通して、多くの市民に利用され、当該施設が有する宿泊・コンベンション機能は、地域の活性化に大きな役割をきたしている。

当該工事は、堤防工事ではなく、建設発生土受入工事である。呼人地区における民間企業の工場建設に伴い発生する建設発生土を河川敷地及び網走湖畔施設敷地に冠水被害防止のために現地盤の嵩上げ盛土材として受け入れた工事であり、土砂を受け入れることによる土砂流出防止等の安全対策を行い適正に行った工事である。

- (2) 当該箇所は、平成4年、平成13年、平成18年、平成28年に浸水被害が発生しており、その都度、網走市は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務として土のうを設置し、ポンプ排水を行ってきた。また、国においても排水ポンプ車による排水活動や大型土のうを設置する準備など浸水被害が発生する度に水防活動を行ってきた。平成28年8月には、大雨により網走湖の水位が計画高水位(DL=2.30m)を超える観測史上最高水位(DL=2.40m)を観測、また、国道39号線も冠水した。このことから、C社は、全館床下浸水、一部床上浸水が発生し、南館の宿泊客が避難する事態となった。このことから、市民の安心・安全のための防災の観点から、建設発生土受入工事として支出したものである。
- (3) 一般的な工事名の付け方は、市道名や河川名に工事の内容(道路改良や排水整備など)を加えて工事名としている。また、2箇所以上の複数の工事箇所を併せて発注する際は、複数の代表する市道名や河川名から選択し工事名を決定している。今回のケースにおいては、冠水対策事業計画において近接している「呼人駅前通線」の排水整備工事と民間企業の建設発生土受入工事を併せた工事として当初から計画していたもので、代表する市道名「呼人駅前通線」を選択し「呼人駅前通線排水整備工事」として決定したものである。

また、当該工事は、自然公園法第 20 条第 3 項の規定に基づき、特別地域内土地の形状変更許可申請において「冠水被害防止のため盛土して現地盤を嵩上げする。」ことを目的として行った建設発生土受入工事である

- (4) 当該工事は、通路、駐車場を整備した工事ではなく、防災の観点から現地盤を嵩上げ盛土する建設発生土受入工事である。工事を行うことで浸水に対する安全性は向上したが、当該箇所は、従来から通路、駐車場として利用されており、土地利用上は、新たに通路等が整備された事ではない。通路、駐車場に必要とされる路盤や照明施設の整備は、C社が行っている。

また、議会審議においては、平成 30 年定例の議会において質疑に対して説明をおこなっており、意図的に説明を行わなかったものではない。

- (5) 平成 28 年に行った土壌調査結果から、建設発生土は、当初、「粘性土」と判断していた。粘性土による嵩上げ盛土は、降雨や湖の水位上昇により湖への土砂流出防止が図れることから当該場所に適していると判断し計画していた。しかし、実際に搬入が行われた建設発生土は、若干、粘性土が混じる「火山灰質」であったことから設計変更により法面を保護するために工場建設地の隣接用地に堆積していた粘土質の土砂を運搬し対応したもので、検討段階から問題があった案件ではない。

- (6) 当該工事は、C社が住民の福祉の増進に寄与しており公益性を有していること。防災の観点から現地盤を嵩上げ盛土する建設発生土受入工事であること。

工事は、冠水対策事業計画に基づき発注され、各種法令に基づいた許認可手続きを行って適正に実施していること。

以上のことから、公共事業として支出することによる損害は、与えていない。

#### **第 4. 監査の結果**

監査の結果、請求に理由がないものと認め、本請求は棄却する。

##### **1. 違法性の検討**

- (1) 工事の手続き面の検討

手続面では、下記のとおり承認等を受けており違法性はなかった。

- ① 庁内手続では、設計内容審査から支出命令書までの手続きについて、関係書類を検討した結果違法性はなかった。
- ② 議会手続では、平成 30 年度第 1 回定例会において予算承認を受けている。
- ③ 工事関係の許認可については、下記のとおり許可を受けている。

|                        |     |                  |
|------------------------|-----|------------------|
| (7) 河川法第 24・26 条関係     | 申請  | 平成 30 年 2 月 19 日 |
|                        | 許可  | 平成 30 年 4 月 2 日  |
|                        | 申請者 | C 社              |
| (イ) 自然公園法第 20 条第 3 項関係 | 申請  | 平成 30 年 3 月 12 日 |
|                        | 許可  | 平成 30 年 3 月 15 日 |
|                        | 申請者 | C 社              |
| (ウ) 道路法第 24 条関係        | 申請  | 平成 30 年 3 月 15 日 |
|                        | 許可  | 平成 30 年 3 月 22 日 |
|                        | 申請者 | C 社              |

## (2) 工事の実体面の検討

C 社の敷地を確認すると民有地の他、河川敷地を C 社が占用許可を受けて利用している。民有地の境界線が水没していることから、水害等により浸食されてきたことも、現地から推測される。また、永きにわたり、幾度と河川増水による浸水の被害を受け、その都度、所有者、網走市、河川管理者等が対応・対策を講じてきた。

網走川は 1 級河川であることから、網走湖は河川法上、国が管理することとなっているが、国においては築堤等の工事の計画はなく、本格的に護岸及び築堤の整備も実施できない状況である。

平成 28 年 8 月に発生した台風 11 号の際も、計画高水位 2.30m を超える状況が発生し、網走市では土のう・排水ポンプ等を配置し対応してきた。国も網走市も、本格的な整備の必要性は認めているものの、国土交通省北海道開発局による網走川水系河川整備計画では、当該箇所は築堤の位置付けとなっていないため、護岸整備の事業着手には時間を要するとされており、また、財政的な見地から網走市が率先して整備する計画もなかった。

こうした中で、平成 29 年に A 社より工場建設に伴う発生土の受入の依頼があり、この一過的残土(約 4,200 m<sup>3</sup>)を有効利用するため、C 社の同意を得て、計画高水位 2.30m を 0.2m 上回る土地の嵩上げに利用することとした。

この工事に係る費用分担であるが、双方協議のうえ、網走市が残土処理に要する費用を、C 社は路盤、照明施設、排水施設、法面保護等を費用負担することとした。

この工事の結果、工事施工による C 社周辺の状況は、大きく変わることはないが、河川増水による浸水のリスクは減少したと言える。

C 社は、観光客・スポーツ合宿等年間延べ約 4 万 6 千人が利用し、年間延べ約 6 万人近くが温泉入浴施設として利用している。他に町内会・民間団体・官公庁等の総会・会議等のコンベンション会場や結婚式・法要・各種宴会等のイベント会場としても利用され、地域の活性化に大きな役割を果たしている。そして、敷地内には、住込み従業員及びその家族が 45 人生活している。以上のことから、住民その他の生命と

財産を守り、多くの利用者の安心・安全を確保するために、水害防止を目的とする当該工事には、一定程度の公共性・公益性があると考えられる。

また、平成に入り 30 年を経過したが、この間だけでも 4 回の浸水被害が発生している。国の対応を待つのではなく、一過的に発生した残土を有効利活用することで、今後発生すると予想される事業費の軽減も図られることを加味すると、当該工事は今後の温暖化により発生が危惧される災害の予防策と捉えることもできる。

ところで、公共工事に関する市長の行為が違法となるか否かについては、「当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的なコントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、各規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。」(大阪高等裁判所平成 17 年 7 月 27 日判決参照。)とされている。

すなわち、いかなる公共事業を実施するか、その事業費としていかなる財源を充てるかに関する市長の判断が、財務会計法規である地方自治法第 2 条 1 4 項、地方財政法第 4 条等の各規定に違反し違法であるかについては、総合的かつ政策的見地から判断されるべきとされている。

そして、上記市長に広範な裁量権が与えられている趣旨からすると、①市長の判断が市長の判断の基礎とされた重要な事実と誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は②事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により市長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、市長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当である。

そこで、審査対象となった工事であるが、一定の公益性があり、また将来の事業費の軽減効果や、嵩上げによる防災効果があることに鑑みると、本工事を行った市長の政策的選択・判断の内容が、①全く事実の基礎を欠くものとは認められず、また、②社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは認められない。したがって、市長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用する違法なものであったとまでは認められないと解するのが相当であると判断した。

以上のことから、審査対象となった工事に係る支出は、違法な公金の支出であったとまでは言えないと判断し、本工事費の返還を求める請求人の主張には理由がないという結論に至った。

## 第5. 意見

1. 今回の住民監査請求については、違法であったとは言えないという判断に至ったが、住民から当該工事の公益性、妥当性について疑義を生ぜしめたことについて、自治体として十分に反省すべき点があると考え。
  - ① 工事名から工事の内容を把握できないことは、住民に対する説明の観点から配慮に欠けていたと考える。
  - ② 今回は、自治体の裁量権の範囲内であるものとして違法であったとは言えないと判断したが、特定の私人に利益を供与したのではないかという疑義を受けた事実を真摯に受け止める必要がある。個々の工事の公益性・公共性を自治体として精査し、公益性・公共性を示す証拠を十分にそろえておくべきである。
2. 今回のように網走市が実施する事業に関して、住民に疑義を生ぜしめたことは、監査委員としても大変残念なことである。地方自治は地方自治体と住民が共に手を携えて行っていくものであり、地方自治体が実施する事業、地方自治体に対する住民の期待は、時代と共に変化するものである。時代の変化に対応しながら公益性・公共性の高い事業を今後とも実施していくことを期待するものである。